

第 2 回 熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 資料

令和 3 年（2021 年）12 月 17 日
熊本市政策局危機管理防災総室

【 目次 】

報告事項

- 報告 1 条例の骨子について …………… (P 3～P 4)
- 報告 2 市民意見等の聴取について …………… (P 5～P10)

議事

- 議題 1 条例の素案（たたき台）について …………… (P11～P50)

報告 1 条例の骨子について

《 前 文 》 **前文（附則）** ➤ これまでの災害の歴史、これまでの災害等の教訓、教訓を踏まえた熊本市の取組、防災に対する市民の決意

《 第一章 》 **総則** ➤ 制定目的、用語の定義、基本理念

《 第二章 》 **自助・共助・公助**

第1節 自助 ➤ 市民や事業者等の自助における役割（必要な備蓄、防災及び減災に関する知識の習得、日ごころからの避難行動等の確認 等）

第2節 共助 ➤ 市民及び地域団体等の協働による防災力の強化、地域防災組織の結成と活動、ボランティア団体等の関わり、市職員の地域防災活動への関わり 等

第3節 公助 ➤ 市の役割、関係機関等との連携 等

第4節 特に必要な取組 ➤ 要配慮者等への支援、個人情報取り扱い、複合災害等への備え、帰宅困難者への対応 等

《 第三章 》 **情報の収集・分析・発信** ➤ 正確な情報の収集・分析・発信 等

《 第四章 》 **多様性の尊重** ➤ 多様性の尊重、被災者の尊厳の尊重 等

《 第五章 》 **復旧・復興** ➤ 被災者支援、他自治体との連携、受援体制、市民等の相互協力、事前復興 等

《 第六章 》 **記録と記憶の伝承** ➤ 記録の保存、後世への伝承、教訓等の情報発信、他の被災自治体への支援、防災教育、防災の日 等

報告2 市民意見等の聴取について

1 市民アンケートの実施

- (1) 実施期間 令和3年11月22日から1か月程度を予定
- (2) 対象者 市民等
- (3) 実施内容 市ホームページのシステムを活用し、市民の防災意識等についてアンケートを実施

2 ワークショップの実施

- (1) 実施日時 令和3年12月5日（日） 14時30分～16時30分
- (2) 会場 熊本市男女共同参画センターはあもにい 多目的ホール
- (3) 対象者 市民（校区防災連絡会会長や防災士、子育て中の女性などを含む）
- (4) 参加者数 39名
- (5) 講師 竹内 裕希子 氏（熊本大学大学院先端科学研究部社会基盤計画分野 准教授）
- (6) 実施内容
 - ① 防災における「目指すべき姿」や「くまもとらしさ」等についてのグループディスカッション
 - ② グループごとに意見発表
 - ③ 講師による全体総括
- (7) 主な意見 地域におけるつながりが大変重要であり、普段から顔の見える関係づくりが「くまもとらしさ」につながる など

3 企業・団体等への意見聴取

- (1) 実施期間 令和3年11月11日から12月上旬
- (2) 対象 防災関係団体、企業、災害ボランティア団体など
- (3) 実施内容 熊本市防災基本条例（仮称）を検討する際に必要となる企業・団体やボランティアの視点からの意見を聴取

熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた防災ワークショップ

実施概要

日 時：令和3年12月5日（日）

会 場：熊本市男女共同参画センターはあもにい 多目的ホール

講 師：竹内 裕希子 氏

（熊本大学大学院先端科学研究部社会基盤計画分野 准教授）

参加者：39名（校区防災連絡会、防災士、子育て中の女性など）



ワークショップの実施内容

各項目について、地域（共助）、住民（自助）、行政（公助）に対し、こうなりたい、こうあってほしいなどの「目指すべき姿」を、参加者が自由に付箋紙に記入。

	自慢できること	熊本市の防災のために		情報の収集・分析・発信	多様性の尊重	記録と記憶の伝承	その他
		望むこと	必要な連携				
地域 (共助)	付箋 付箋	付箋 付箋	付箋	付箋	付箋	付箋	
住民 (自助)	付箋	付箋	付箋	付箋	付箋	付箋	付箋
行政 (公助)	付箋	付箋 付箋	付箋	付箋	付箋	付箋	

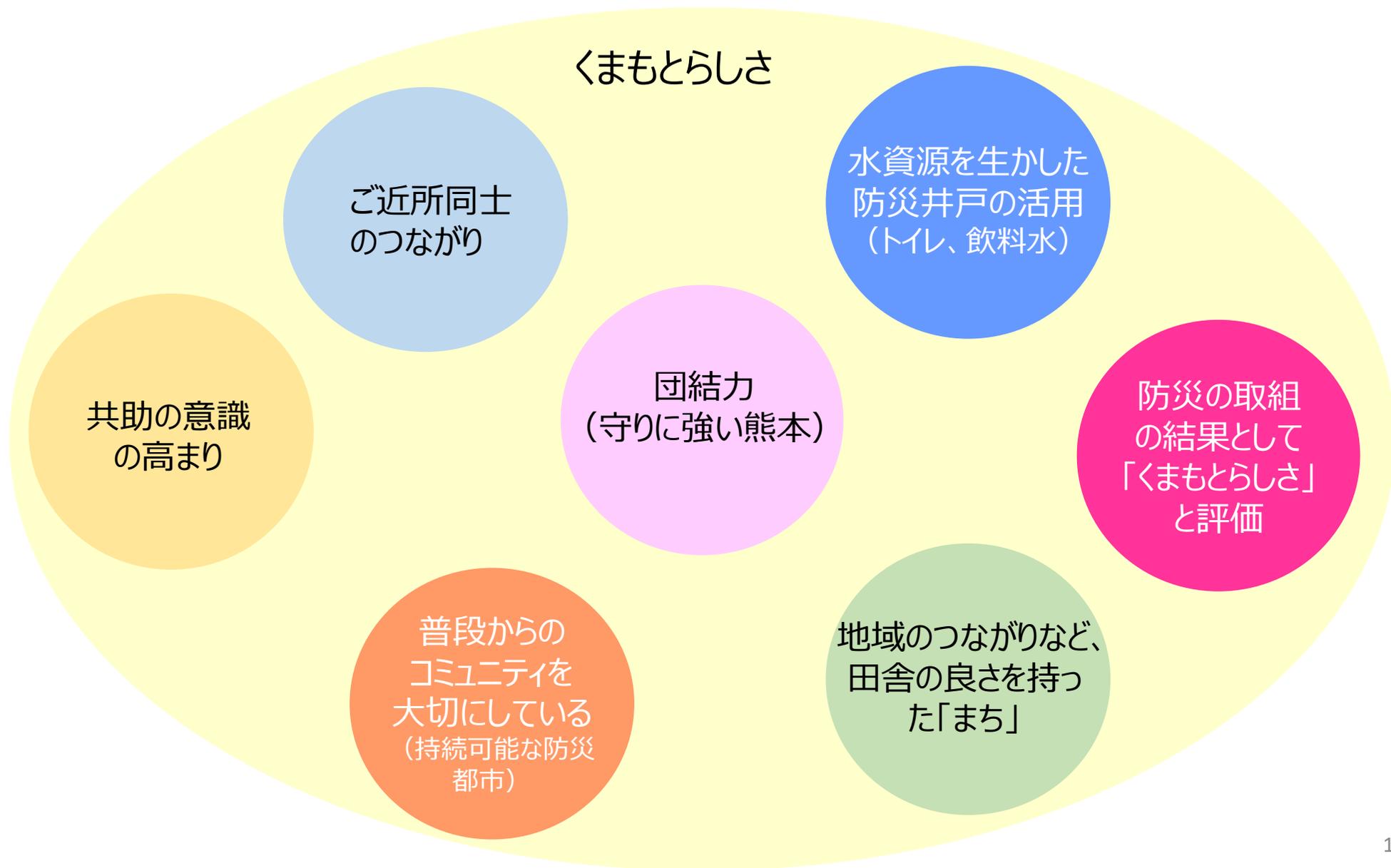
皆さんが考える「くまもとらしさ」とは

(キーワードを記入)

ワークショップでの主な意見

項目	主な意見（抜粋）
自慢できること	<ul style="list-style-type: none">・避難所運営に自信を持っている・震災の際には、共助ができていたこと
熊本市の防災のために望むこと	<ul style="list-style-type: none">・災害時に機能する防災体制の構築・要支援者（隠れ要支援者含む）に係る地域との情報共有・災害時要援護者名簿に係る個人情報取り扱いを明確化・地震以外の災害に対する校区防災連絡会との連携の検討・小学校から中学校まで総合的な学習の時間等で学べるようにすること・熊本市独自の「防災の日」の制定
必要な連携	<ul style="list-style-type: none">・近隣の校区同士の連携・地域の中での連携（民生委員・児童委員、自主防災クラブの連携）
多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none">・校区防災連絡会にもっと女性を加えてほしい・さまざまな障がい者への支援を大切にすること

ワークショップで検討した「くまもとらしさ」



議題 1 条例の素案（たたき台）について

骨子を基に、条例の体系（案）として以下のとおり整理

《 前 文 》 前文（附則）

《 第 1 章 》 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念

《 第 2 章 》 自助・共助・公助

- 第4条 市民の役割
- 第5条 自主防災組織等の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 避難所の運営
- 第8条 帰宅困難者への対策
- 第9条 避難行動要支援者への支援

《 第3章 》 情報の収集・分析・発信

第10条 正確な情報の発信

《 第4章 》 多様性の尊重

第11条 多様性の尊重

第12条 被災者等の尊厳の尊重

《 第5章 》 復旧・復興

第13条 復旧

第14条 復興

《 第6章 》 記録と記憶の伝承

第15条 記録等の保存と後世への伝承

第16条 防災教育

第17条 防災の日

【目的】

- 条例制定の背景や決意などを明らかにする

【第1回検討委員会意見】

- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくかも考える必要がある

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 本条例を策定するにあたり、想定する災害規模や被害状況について、過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すること（庁内）



【考え方】

- これまでの風水害や熊本地震などの自然の脅威により、市民生活や都市基盤が甚大な被害を受けてきた歴史を記す必要がある
- 災害の教訓として、自助・共助・公助の重要性及び情報の収集・分析・発信、多様性の尊重、記録と記憶の伝承が必要であることを学んだ
- 時間の経過とともに、熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっているという市民が増加している現状を記す必要がある
- 熊本地震から5年という節目を迎え、市、市民、自主防災組織等が一丸となって、今後起こりうる災害へ備え、連携しながら日本一の防災都市を目指していくという決意を示す必要がある

【前文（案）】

わたしたちは、これまでの大規模な水害や台風をはじめとした自然の脅威によって、市民の生活や都市基盤に甚大な被害を受けてきた。特に平成28年に発生した熊本地震では甚大な被害を受けた。しかし、その度にわたしたちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くしてきた。

これまでの災害への対応を通じて、自助及び地域の中で支え合うつながり・共助の重要性が改めて認識されることとなった。さらには、正確な情報伝達の重要性や、被災者の尊厳の尊重や多様化する避難者ニーズへの対応が必要であることを学んだ。また、これらの経験や教訓を後世に伝え、被害を最小限にとどめるためには、災害の記録を残すとともに、日頃の備えや地域での助け合いにより、地域全体として防災力を高めるための不断の努力が大切であることを学んだ。

しかしながら、時間の経過とともに、災害の記憶や教訓は風化していくことから、日常生活が防災対策につながるよう意識の醸成を図り、市、市民、自主防災組織等が一丸となって、今後起こりうる災害へ備えていかなければならない。

その実現に当たっては、自らの命は自らが守るという自助、近隣の住民や地域で互いに助け合うという共助、そして市、県、国等が行う公助の取組が不可欠である。

市、市民、自主防災組織等の各主体がそれぞれの役割を果たし、ともに連携しながら、すべての市民の生命・財産・尊厳を守り、災害に強いまちづくりを推進する決意をもって、この条例を制定する。

第1条 目的

【目的】

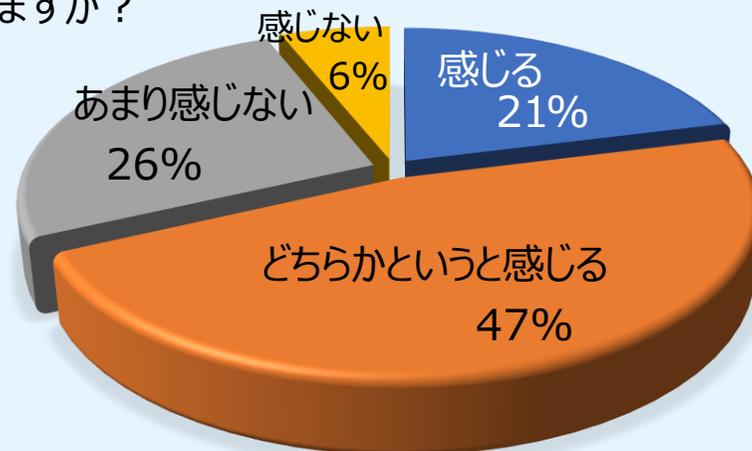
- 本条例の制定の目的を明らかにする

【第1回検討委員会意見】

- 教育、福祉、地域など、あらゆる分野で防災対策が一般的になるような、また、市民がその意識を常に持ち続けることができるような条例になるとよい
- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくか考える必要がある

【市民アンケートの意見】

- 熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっていると感じますか？



2020年12月実施「熊本地震からの復興に関するアンケート」結果



【考え方】

- 市、市民、自主防災組織等の各主体がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むことが重要
- 各主体が相互に連携することで、より良いまちづくりの推進と地域防災力の向上を目指す

【条文（案）】

（目的）

第1条 この条例は、防災の推進及び復興に関する基本理念等を定め、市、市民及び自主防災組織の役割等を明らかにし、もって、防災に関する意識の醸成を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための地域防災力の向上を図ることを目的とする。

第2条 定義

【目的】

- 用語に関する解釈の統一を図るため、用語の意味を定義する



【考え方】

- 用語に関する解釈の統一を図るため、分かりやすい用語の定義が必要

【条文（案）】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 地域防災力 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第2条の地域防災力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で営み、又は活動する個人及び法人
- (5) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (6) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

第3条 基本理念

【目的】

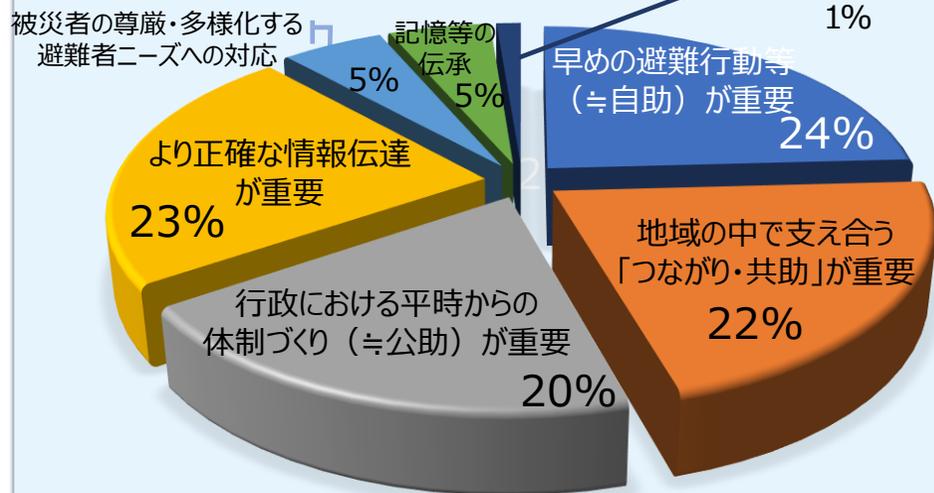
- 本市の防災対策の基本的な考え方を明らかにし、地域防災力のさらなる強化につなげる

【第1回検討委員会意見】

- 神戸市や静岡県等が先進的な取組を行っている中、熊本市が日本一を目指すということはかなり大胆だが、非常に良いこと。
- 教育、福祉、地域など、あらゆる分野で防災対策が一般的になるような、また、市民がその意識を常に持ち続けることができるような条例になるとよい
- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくか考える必要がある

【市民アンケートの意見】

- あなたが考える、熊本地震の教訓は？



「熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート」結果
(R3.12.14時点)

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 本条例を策定するにあたり、過去の災害や被害状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すること。（庁内）



【考え方】

- 自助・共助・公助を中心としたこれまでの災害で得た教訓を、基本理念として規定する必要がある
- 市民の安全安心のため、地域における防災の取組を推進し、より良い地域社会の形成を目指す必要がある
- 過去の災害から得た教訓等の伝承や多様性の尊重などにより地域防災力の向上を図る必要がある
- 災害発生時において人の生命及び身体を最も優先して保護するとともに、正確な被災状況の把握や落ち着いた行動に努める必要がある

【条文（案）】

（基本理念）

第3条 市、市民及び自主防災組織は、平時からのまちづくりの取組が防災につながるという意識のもと、自助・共助・公助の役割を自覚するとともに、相互に連携しながら、防災教育や訓練などの取組を推進し、地域防災力の向上に努めるものとする。

2 市、市民及び自主防災組織は、すべての市民の安全と安心のため、多様性を尊重しながら、地域における防災の取組を通じ、より良い地域社会の形成に努めるものとする。

3 市、市民及び自主防災組織は、過去の災害から得た教訓及び知見並びに災害に関する記憶（第六章において「教訓等」という。）の発信と後世への伝承の重要性を認識し、防災の推進に取り組むものとする。

4 市、市民及び自主防災組織は、正しい防災情報等の収集・分析・発信を行うとともに、災害に際しては人の生命及び身体を最も優先して保護し、被害の拡大を防ぎ、的確な災害状況の把握と落ち着いた行動に努めるものとする。

5 市、市民及び自主防災組織は、常に最悪の事態を想定しておくとともに、前4項を一体的に推進し、防災力の最大化を図るよう努めるものとする。

第4条 市民の役割

【目的】

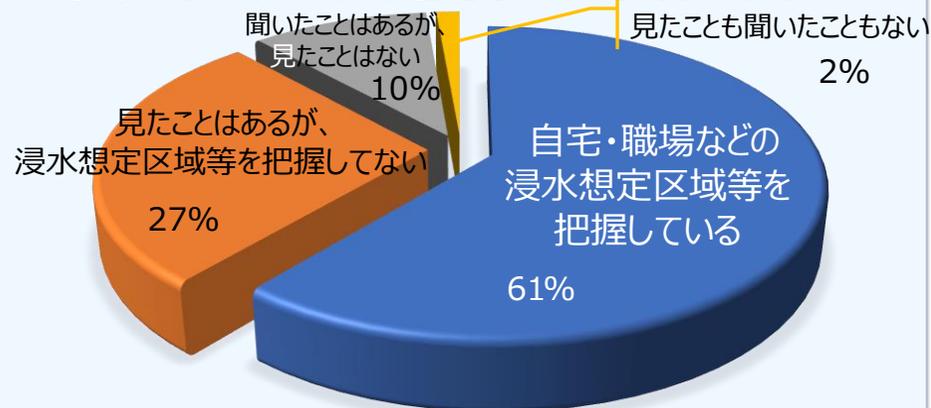
- 平成28年熊本地震等の災害を通じて培った市民の防災意識の更なる向上を図る

【第1回検討委員会意見】

- 市民の役割について、何を求めていくかは非常に重要
- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい
- 事業者等による自助も重要である
- 普段からの地域とのつながりが、災害時に生きてくる
- 日常生活の中で食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりが大切

【市民アンケートの意見】

- 熊本市ハザードマップを確認したことがありますか？



「熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート」結果
(R3.12.14時点)

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 事業者が自ら行う備蓄も推奨していくべき（庁内）
- マイタイムラインの作成等、市民の防災意識の向上に向けた取組が必要（防災関係機関）



【考え方】

- 自宅、事業所等の防災に資する環境の整備を行い、災害発生時に一定期間自立した生活を送ることができるよう備えておく必要がある
- 平時から住民相互の顔が見える関係づくりが、災害時に自分の命を守ることにつながる

【条文（案）】

（市民の役割）

第4条 市民は、次に掲げる事項を行うことにより、自ら及びその家族並びに従業員等の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅、事業所等における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時における自立した生活を確保するために、必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得するとともに地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族並びに従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。

第5条 自主防災組織の役割

【目的】

- 自主防災組織等は、協働して地域防災力の向上を図る
- 希薄になりつつある地域コミュニティの醸成を図る

【第1回検討委員会意見】

- 自主防災組織と自治会は表裏一体。普段から付き合いがあるから災害時に動ける
- ボランティアの位置付けや役割など、具体的な記述をお願いしたい
- 若者の力を生かしていくといった観点が重要

【ワークショップの意見】

- 熊本地震の際には、共助ができていた
- 近隣の校区同士の連携も必要
- 災害時に機能する防災体制の構築が必要
- 民生委員・児童委員、自主防災クラブの連携が必要
- 消防団、自治会、子ども会、PTAの連携が必要

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 自助・共助においては、事業者や災害ボランティアの役割が重要であるため、明記すべき（庁内）
- 市民は、自助・共助の力と同様に、災害ボランティアの受入など「受援」の力も向上させるべき（庁内）



【考え方】

- 身近なコミュニティの形成が地域防災力の向上につながる
- 地域が持つ特性を踏まえた防災の取組を実施することによって地域防災力を向上させる
- 地域においても、ボランティアを受け入れるための体制を整備する必要がある

【条文（案）】

（自主防災組織等の役割）

第5条 自主防災組織等は、次の各号に掲げる事項を行うことにより、災害に対する備えを積極的に行い、協働して地域防災力を強化するよう努めるものとする。

- （1） 緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティを形成すること。
- （2） 地域特性に応じた防災活動を実施すること。

2 自主防災組織等は、災害発生時において効果的・効率的に災害ボランティア活動による多様な支援を受け入れるために必要な備えを行うよう努めるものとする。

【いただいたご意見に対する対応等】

- 若者の力を生かしていくといった観点については、「第6章記録と記憶の伝承」にて対応
- ボランティアの位置付けや役割については、今後整理

第6条 市の役割

【目的】

- 市は、地域防災力の向上のため、市民、地域、関係機関等と緊密に連携する
- 常に最悪の事態を想定した防災体制等の整備を図る

【第1回検討委員会意見】

- 防災は総合行政であり、担当部局だけではなく、全ての部局が総合的に動ける条例となるよう検討いただきたい
- 広く市民の意見を聴くことはもとより、防災関係機関等の意見も聴取して欲しい

【ワークショップの意見】

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すべき（庁内）
- 公助として、しっかりと役割を果たしていくよう表現して欲しい（防災関係機関）
- 災害時に即応できるよう、関係機関の連携体制の整備等が必要（防災関係機関）
- 日頃から関係者同士の顔の見える関係性の構築が重要（防災関係機関）
- 災害時における地域医療の役割について明記すべき（議会）



【考え方】

- 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する施策を策定し、これを実施する
- 市は、市民、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア団体、国、他の公共団体等と連携する必要がある
- 市は、あらゆる状況に対応できるよう平時から体制を整備しておく必要がある

【条文（案）】

（市の役割）

- 第6条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、市民、自主防災組織及び関係機関との連携に努めるものとする。
 - 3 市は、市民及び自主防災組織が防災に関するそれぞれの役割を果たすための活動を促進する環境を整え、必要な支援を行うことにより、自助及び共助の取組を促進するものとする。
 - 4 市は、他の地方公共団体及び関係機関と、災害発生時に相互に協力する体制を構築するよう努めるものとする。
 - 5 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための事前計画を策定するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。
 - 6 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。
 - 7 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）もしくは感染症の拡大のおそれがある状況下等での災害に対し、体制等の整備に努めるものとする。

【いただいたご意見に対する対応】

- 「災害時の地域医療の役割」については、地域防災計画において対応する

第7条 避難所の運営

【目的】

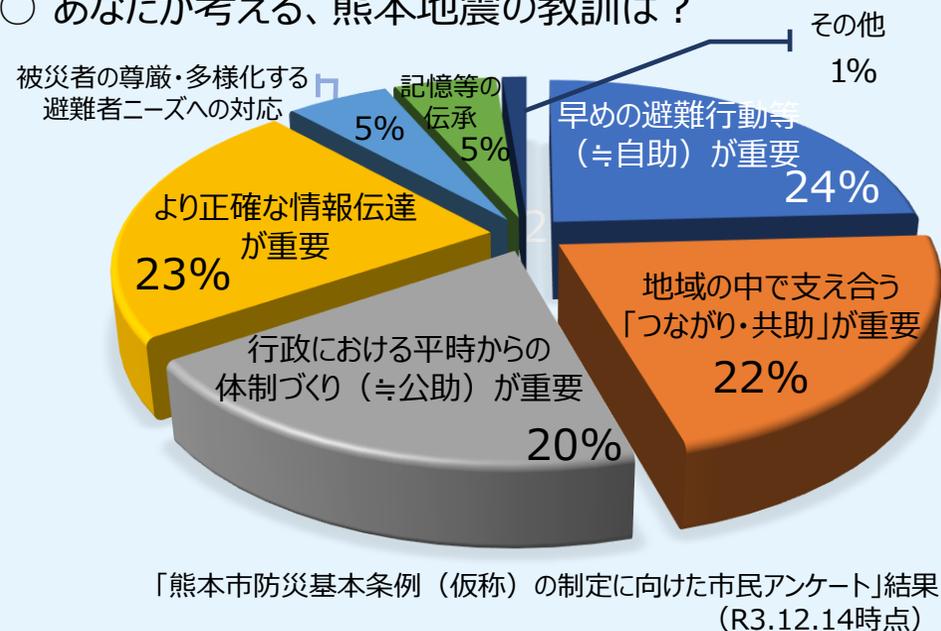
- 適切で効率的な避難所の運営

【第1回検討委員会意見】

- 行政と住民との協働について自治基本条例との整合を図りながら、連携・協力・協働を打ち出していく必要がある
- 自主防災組織と自治会は表裏一体。普段から付き合いがあるから災害時に動ける
- 多様な方々が安心して利用できる避難所になればと思う

【市民アンケートの意見】

○ あなたが考える、熊本地震の教訓は？



【考え方】

- 市民及び自主防災組織が主体となって避難所運営を行うことで、より地域のニーズに即した運営が可能となる
- 市は、避難所運営の主体となる施設の管理者と自主防災組織と連携して、必要な支援を行う

【条文（案）】

（避難所の運営）

第7条 市民及び自主防災組織は、災害発生時は、主体的に避難所（市が自ら運営すべき避難所として市長が定めるものを除く。次項において同じ。）の運営を行うものとする。

2 市は、市民及び自主防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他必要な支援を行うものとする。

【いただいたご意見に対する対応】

- 多様な方々が安心して利用できる避難所については、「第4章 多様性の尊重」において対応

第8条 帰宅困難者の対策

【目的】

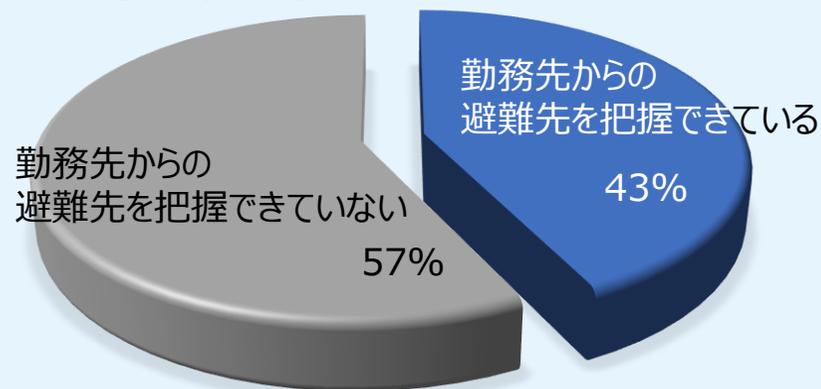
- 災害等による交通機関等の途絶によって、自宅に帰れない方が発生した場合に備える

【第1回検討委員会意見】

- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい

【市民アンケートの意見】

- 避難所等の場所を把握していますか？



「熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート」結果
(R3.12.14時点)

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 帰宅困難の要因となる災害リスクを整理するとともに、市内外の方に広く周知すべき（防災関係機関）



【考え方】

- 交通機関等の途絶による帰宅困難を想定し、事業者等は、水、食料等の物資の備蓄に努める必要がある
- 市は、帰宅困難者の発生に備え、公共交通機関等と連携を図る必要がある

【条文（案）】

（帰宅困難者への対策）

第8条 市民は、自ら及びその家族並びに従業員等が帰宅困難者となった場合のための備えを行うよう努めるものとする。

2 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

第9条 避難行動要支援者への支援

【目的】

- 市は、民生委員や自主防災組織などの避難支援等関係者との連携して支援方法を確立するとともに、平時からの地域の自主的な支え合いの取組を支援する
- 市は、避難行動要支援者の避難支援のため、平時から避難支援等関係者へ情報提供する

【第1回検討委員会意見】

- 個人情報の取扱いについて、災害時に限って適用できるような根拠付けを本条例で設けられるとよいが、慎重に対応する必要がある
- 民生委員の立場としては、災害時は、まず障がい者、高齢者の方たちの安否確認等が最も大切であると認識している

【ワークショップの意見】

- 要支援者の情報共有方法
- 隠れ要支援者を共有すること
- 災害時要援護者名簿に係る個人情報の取り扱いを明確化してほしい

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 支援に際しても法の後盾が重要であり、個人情報の取り扱い等に関して条例で整理が必要（防災関係機関）
- 高齢者などの要配慮者の支援に向けて、平時からの情報共有と個人情報取り扱いの課題整理が必要（防災関係機関）



【考え方】

- 地域による災害時の円滑な避難行動を支援するため、地域に避難行動要支援者の名簿情報を提供する

【条文（案）】

（避難行動要支援者への支援）

第9条 市は、避難行動要支援者について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平時から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。

2 市が書面により避難行動要支援者に法第49条の1第2項ただし書の同意を求めた場合において、当該書面を送付した日から1か月を経過しても返答がされなかったときは、当該避難行動要支援者が同意する旨又は同意しない旨の意思表示があるまでの間、同項ただし書の同意があったものとみなす。

第10条 正確な情報の発信

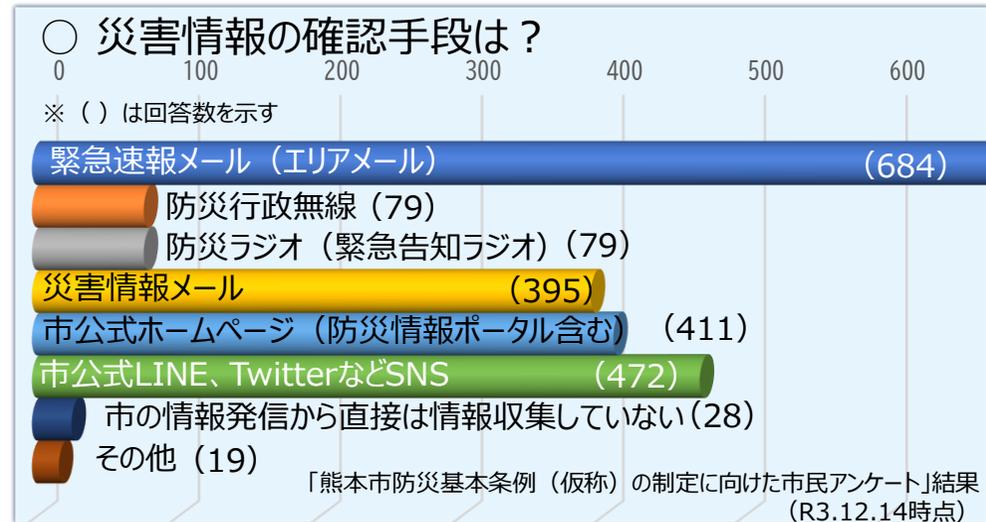
【目的】

- すべての市民が適切な防災情報を取得できる環境整備
- 災害情報が市民等に与える影響を分析するとともに、迅速かつ正確な情報を発信する

【第1回検討委員会意見】



【市民アンケートの意見】



【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 住民が躊躇なく安心して避難できる情報発信と避難所の整備をして欲しい（防災関係機関）
- 災害時に事業者が発する情報については、正確に受け止めて適切な行動をお願いしたい（防災関係機関）
- 安否不明者等の氏名公表の取り扱いを本条例に規定してはどうか（庁内）



【考え方】

- 市民等の年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、防災情報を取得できるような環境整備を推進していく
- 災害情報の発信に当たっては、情報の正確性を分析し、迅速な発信を行う必要がある

【条文（案）】

（正確な情報の発信）

第10条 市は、市民等が災害発生時に早めの避難など適切な行動がとれるよう、全ての市民に寄り添った防災情報を正確かつ迅速に発信するもとともに、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、当該情報を取得するための環境整備を行うものとする。

2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報を適切に整理し、その正確性を分析し、市民が誤った情報を得ることがないように努めるものとする。

【いただいたご意見に対する対応】

- 安否不明者等の氏名公表については、今後整理する

第11条 多様性の尊重

【目的】

- 年齢、国籍、性別などが異なる多様な方々に対する理解を深め、互いに認め合い、避難生活等における十分な配慮や支援等が行き届くようにする

【第1回検討委員会意見】

- 多様な方々が安心して利用できる避難所になればよい

【ワークショップの意見】

- 避難所運営に自信を持っている
- さまざまな障がい者の助け合いを大切にする
- 校区防災連絡会にもっと女性を加えて欲しい

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 避難者の多様性や感染症対策を盛り込んでほしい（防災関係機関）
- 住民が躊躇なく安心して避難する情報発信と避難所の整備をして欲しい（防災関係機関）
- 多様性を理解することを教育するような内容が必要（防災関係機関）
- 熊本地震当時は、事業者が事業活動を再開したことに対して一定程度の批判を受けたが、市民の方の日常を取り戻すためにも、事業活動を一日も早く再開することが事業者の役割であると考えている（防災関係機関）



【考え方】

- 年齢、国籍、性別などが異なる多様な市民が、安心して避難できるよう、多様性を認め合う意識を醸成していく必要がある
- 多様なニーズ等に配慮し、福祉避難所やペット同伴避難所など、様々な避難先の確保や必要な物資等を整備する必要がある

【条文（案）】

（多様性の尊重）

第11条 市、市民、自主防災組織は、全ての者が平等に支援等を受けることができるよう、年齢、国籍、性別等の多様性を認め合い、協力できる環境整備に努めるものとする。

【いただいたご意見に対する対応】

- 校区防災連絡会における女性割合の増加につながる取組について、地域に促していく

第12条 被災者の尊厳の尊重

【目的】

- 災害時においても、すべての被災者が尊厳を尊重される環境を確保する

【第1回検討委員会意見】

【市民アンケート・ワークショップの意見】

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 誰ひとり取り残さないために傾聴の姿勢が重要（防災関係機関）
- 熊本地震の際は、事業者が事業活動を再開したことに対して批判を受けたが、市民の方の日常を取り戻すためにも、事業活動を一日も早く再開することが事業者の役割であると考えている（防災関係機関）



【考え方】

- 全ての市民等が被災者の置かれた立場や環境を理解し、災害時において、被災者の尊厳を尊重していく必要がある

【条文（案）】

（被災者の尊厳の尊重）

第12条 市、市民、自主防災組織は、全ての者が被災者の立場及び環境を理解し、被災者の尊厳を尊重しなければならない。

【いただいたご意見に対する対応】

- 防災関係団体のご意見を踏まえ、事業者についても、「市民」に含まれ、尊重されるべき対象に含むものとする

第13条 復旧

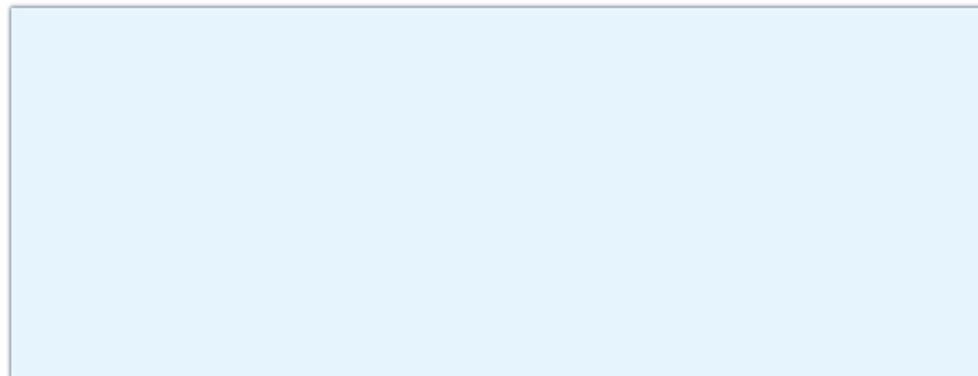
【目的】

- 市は、災害による被害からの一日も早い復旧に努める
- 市民等は、災害による被害を受けた際、相互協力により、生活及び事業の再建に努める

【第1回検討委員会意見】

- 復興については、大規模災害を経験した熊本市だからこそ描けるところがあると思う。実際に被災者支援に取り組んできたこと等がくまもらしい部分であり、他都市の参考になるところ。この点を手厚く表現したい

【市民アンケート・ワークショップの意見】



【考え方】

- 市は、国をはじめ、関係機関等と連携しながら、一日も早い復旧に努め、市民は、生活及び事業の再建に努める
- 市民及び自主防災組織は、生活及び事業の再建に当たって、相互に協力することが必要

【条文（案）】

- 第13条 市は、災害による被害を受けたときは、国、他の地方公共団体、関係機関と連携し、災害の復旧のために行う事業並びに被災した市民の生活及び事業の再建に必要な支援について、迅速に取り組むものとする。
- 2 市民は、災害による被害を受けたときは、国、他の地方公共団体、関係機関の支援を積極的に活用し、早期の復旧に努めるものとする。
- 3 市民及び自主防災組織は、災害による被害を受けたときは、相互に協力し、生活及び事業の再建に努めるものとする。

第14条 復興

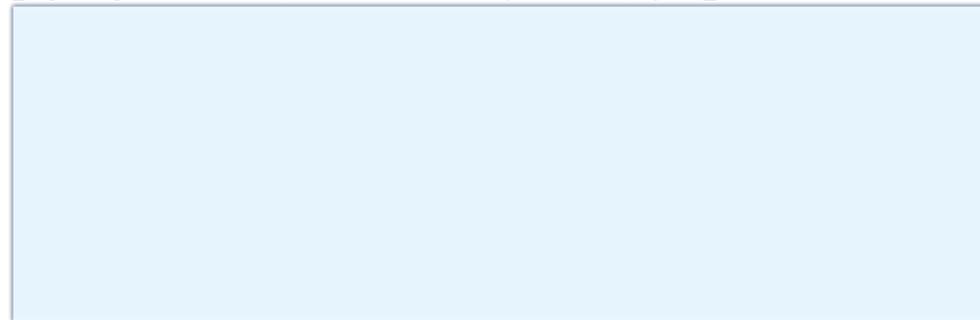
【目的】

- これまでの災害を通じて培ってきた経験を生かし、より良い復興に取り組む

【第1回検討委員会意見】

- 復興については、大規模災害を経験した熊本市だからこそ描けるところがあると思う。実際に被災者支援に取り組んできたこと等がくまもとらしい部分であり、他都市の参考になるところ。この点を手厚く表現したい

【市民アンケート・ワークショップの意見】



【考え方】

- 災害に関する復旧・復興の経験を生かし、強靱な地域づくり等、災害に強いまちづくりを目指す

【条文（案）】

第14条 市は、災害による被害を受けたときは、国、他の地方公共団体、関係機関と連携し、被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

- 2 市、市民及び自主防災組織は、復興に当たっては、強靱な地域づくり等、より良い復興に努めるものとする。

第15条 記録等の保存と後世への伝承

【目的】

- 災害の記録等を保存するとともに、後世へ伝承していくことで、風化を防止し、今後の防災活動に活用する
- 本市の経験に基づく教訓やノウハウ等を全国に発信し、他の自治体の防災に貢献する

【第1回検討委員会意見】

- 市民・事業者も語り継ぎ、支援する立場であるということを念頭に置いて欲しい
- 熊本地震を経験した自治体として、リーダーシップをとれる熊本市であるべき
- 事業者のBCPについて、時間経過とともに、意識は薄れているように感じる
- 災害対応は変化が多く、施策の展開が早い。防災を学ぶ機会という意味でも他都市支援の観点が必要

【ワークショップの意見】

- 地域で独自の記録誌を作成し、配布している

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 知識や教訓を広めることが重要であるが、講師になる人手が足りない。ボランティアや共助の中でできないものか（防災関係機関）
- 熊本地震前から実動をイメージした訓練を実施しており、スムーズな初動ができるなど、過去の災害経験が生きた（防災関係機関）
- 熊本地震による経験を次につなげていく取組が熊本らしいと考える（防災関係機関）



【考え方】

- 市、市民、自主防災組織等が伝承者となり、後世に引き継いでいく
- 市は、記録等の重要性を認識し確実に保存する
- 熊本地震を通して得た教訓やノウハウを全国に発信し、他の地方公共団体の防災に貢献する

【条文（案）】

（記録等の保存と後世への伝承）

- 第15条 市、市民及び自主防災組織は、教訓等を活用するとともに、これらを後世に伝承するよう努めるものとする。
- 2 市は、災害に関する対応記録や教訓等に関する資料を保存するよう努めるものとする。
- 3 市は、教訓等を広く発信するとともに、関係機関と連携し他の地方公共団体の防災に貢献するよう努めるものとする。

第16条 防災教育

【目的】

- 防災教育に取り組むことにより、誰もが災害に備えることができるよう防災意識の醸成を図る
- 次世代を担う子どもたちへの防災教育の充実を図る

【第1回検討委員会意見】

- たとえ熊本地震を忘れても、食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりができればよい
- 熊本地震の際、学生ボランティアの力が大きかったことから、若者の力を生かしていくためには、子どもの頃からの防災教育が重要

【ワークショップの意見】

- 小学校から中学校まで総合的な学習の時間等で学べるようにする

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 熊本地震の経験を後世に伝える教育が必要（防災関係機関）



【考え方】

- 市、市民及び自主防災組織等と連携した防災教育を推進する

【条文（案）】

(防災教育)

第16条 市、市民及び自主防災組織は、相互に連携し、あらゆる機会を通じて防災教育の推進に努めるものとする。

第17条 防災の日

【目的】

- 毎年四月十六日を防災の日とし、災害の記憶や教訓等の風化を防ぐ

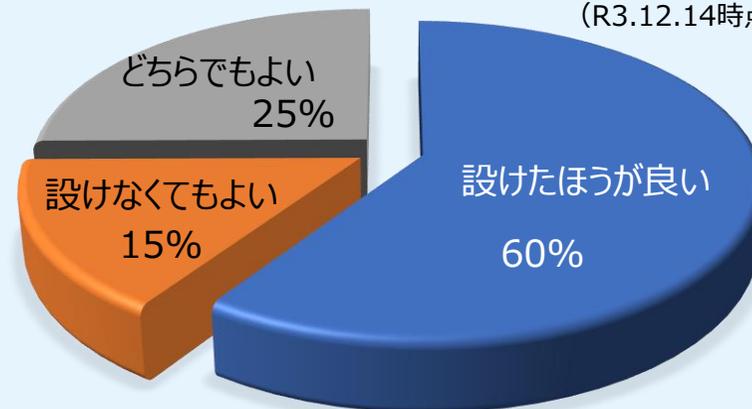
【第1回検討委員会意見】

- 熊本地震の経験の風化は、ダイレクトに市民の防災意識、早めの避難行動に影響を与えるため、風化させない仕組みづくりが必要

【市民アンケート・ワークショップの意見】

- 本市独自の「防災の日」などを設けることについて

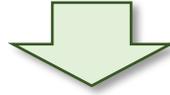
「熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート」結果
(R3.12.14時点)



- 熊本市独自の「防災の日」を制定してほしい (ワークショップ)

【庁内・議会・防災関係機関等の意見】

- 防災の日を設けてはどうか (議会)



【考え方】

- 全ての市民が防災について考え、行動することができるよう防災の日を制定する

【条文（案）】

（防災の日）

第17条 災害の記憶や教訓等の風化防止を目的として、毎年四月十六日を防災の日と定める。